

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下記の都市計画の変更に関する案の作成について公聴会を開催するので、静岡県都市計画公聴会規則（昭和44年静岡県規則第55号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月14日

静 岡 県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類

島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

榛南・南遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

南伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 公聴会において意見を聞こうとする原案の概要

長期的視点に立った都市の将来像を明確にするため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

3 公聴会の日時、開催場所及び原案の閲覧期間等

都市計画区域	当該都市計画区域内市町	開催日時	開催場所	原案の閲覧場所	原案の閲覧期間
島田	島田市	令和2年7月28日(火) 午前10時30分から	島田市役所 会議室棟1階 大会議室 (島田市中央町 1番の1)	静岡県交通基盤部都市 局都市計画課、島田市 都市基盤部都市政策課	令和2年7月14日(火) から 令和2年7月21日(火) まで
榛南・ 南遠 広域	御前崎市 牧之原市 吉田町	令和2年7月28日(火) 午後2時から	牧之原市役所 榛原庁舎4階 会議室1～4 (牧之原市静波 447番地1)	静岡県交通基盤部都市 局都市計画課、牧之原 市建設部都市計画課、 吉田町都市環境課 、御前崎市建設経済部 都市政策課	令和2年7月14日(火) から 令和2年7月21日(火) まで
南伊豆	南伊豆町	令和2年7月30日(木) 午後2時から	南伊豆町役場 湯けむりホール (賀茂郡南伊豆 町下賀茂315 番地の1)	静岡県交通基盤部都市 局都市計画課、南伊豆 町地域整備課	令和2年7月14日(火) から 令和2年7月22日(水) まで

4 原案の閲覧の補足

(1) 原案の閲覧場所の住所

静岡県交通基盤部都市局都市計画課（静岡市葵区追手町9番6号）

島田市都市基盤部都市政策課（島田市中央町1番の1）

牧之原市建設部都市計画課(牧之原市相良 275 番地)
吉田町都市環境課(榛原郡吉田町住吉87番地)
御前崎市建設経済部都市政策課(御前崎市池新田5585番地)
南伊豆町地域整備課(賀茂郡南伊豆町 315 番地の 1)

(2) 原案の概要

原案の概要は、静岡県交通基盤部都市局都市計画課のホームページで閲覧可

※ホームページアドレス <https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510a/01-0kouchoukai.html>

5 公述の申出手続

(1) 公述申出提出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したもの添付して、静岡県交通基盤部都市局都市計画課に郵送又は持参にて提出すること。

※公述申出書の様式は、上記の都市計画課ホームページでダウンロードできる。

(2) 公述申出締切日

3の表中、原案の閲覧期間の最終日 午後 5 時15分必着

(3) 公聴会における公述

公述申出書を提出した者は、公聴会に出席して、事前に提出した書面の内容に準拠して意見を述べることができる。ただし、同種の意見を有する者が多い場合は、人数及び時間を制限することがある。

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日会場に直接来場するものとし、先着順に会場の定員まで受け付ける。

7 公聴会の中止

公述申出締切日までに公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。公聴会開催の有無については、公述申出締切日の次営業日以降に下記9に問い合わせのこと。

8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(1) 公聴会の開催の中止及び開催方法の変更

今後の感染拡大状況等をふまえて、公聴会の開催中止又は開催方法の変更を行う場合がある。

(2) 開催する場合の感染予防への配慮

公述人及び傍聴者には、マスクの着用及び入室時のアルコール消毒に御協力いただく。

9 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

(〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-3062)

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

公述申出書

次の都市計画の原案に対し下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 都市計画の種類及び名称

公述申出日 令和 年 月 日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太 様

記

公述申出者 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

2 代理人による意見陳述の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無	
※どちらかを ○で囲む	

代理 人 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

3 文書による意見陳述（職員代読）の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無	
※どちらかを ○で囲む	

4 意見の要旨、理由 別紙のとおり

5 意見を述べるのに要する時間 約 分

注意点「意見の要旨、理由」の記載要領

- (1) 要旨、理由は800字以内にまとめてください。
- (2) 楷書で明瞭に記入してください。
- (3) 意見を述べるのに要する時間については、文書による意見の提示の場合も記入してください。